

中国四国農政局本局交渉（全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年7月15日（木） 17:45～18:02（17分）

2. 場 所：中国四国農政局第4会議室

3. 出席者：

中国四国農政局	松元 清孝	総務部長
同	千秋 隆	総務部次長
同	大谷 義行	人事課長
同	吉本 春夫	人事課課長補佐
同	高木 節夫	人事課管理官
同	富永 賢	人事課管理係長

岡山分会	渡辺 頼夫	副委員長
同	山形 成生	書記長
同	近藤ゆかり	財政部長
同	服部 隆	執行委員
同	片井 博文	執行委員
同	川邊 保夫	執行委員
同	田部 芳治	執行委員

4. 議 題： 全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会提出 別添「要求書」

## 5. 議事概要

### ○大谷人事課長

人事課長の大谷でございます。よろしくお願い致します。

本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林中国四国地方本部岡山分会から提出されました要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、中国四国農政局長あて要求書、2の「超過勤務縮減について」及び3の「メンタルヘルスの相談体制について」としまして、1の事項につきましては、管理運営事項に該当することから、要望事項として承るとの整理をしましたので、それを前提として交渉を開始します。

### ○渡辺副委員長：

分会副委員長の渡辺と申します。よろしくお願い致します。

それでは、要求書を提出させていただきます。

お手元にお渡ししました要求書ですが、この要求書につきましては、私たち組合員の切実な要求として取りまとめたものであります。解決に向けた取り組みをしていただきますよう、お願いしたいと思っております。

予備交渉において交渉の対象となりました内容については、書記長から説明をいたしますが、要望事項として整理をされております組織再編についても、私たちにとりましては非常に大きな課題であると認識しております。農林水産省設置法の一部を改正する法律案は廃案となりましたが、今後の動きも見えない中、将来に対する不安でありますとか、不満というものも、多くの組合員が抱えているといった状況であります。

今後、どういった検討がなされるかわかりませんが、そういった検討の中におきましても、特段の努力をいただきますよう併せてお願いしたいと思っております。

それでは、要求内容について、書記長から説明致します。

### ○山形書記長：

分会書記長の山形と申します。よろしくお願い致します。内容については、私から説明させていただきます。

副委員長が説明しましたとおり、今回の要求は組合員の切実な要求として取りまとめたものであります。労働条件の改善等につきましては、時期に関係なく求めさせていただきますことについて、ご理解をお願い致します。

さて、提出させていただきました要求書ですが、私たち組合員が働きやすい職場を作ろうとの願いから、切実かつ喫緊の課題として3つの要求に取りまとめております。しかし、組織再編については、管理運営事項であることから、交渉事項ではなく要望として受理していただきますが、私たちの切実な要求であることをご理解

のうえ、今後も要求実現のため努力いただきますようお願い致します。

要求書2の超過勤務についてですが、農政局では午後5時以降、当たり前のように超過勤務が行われており、長年続く課題となっております。この問題は、超過勤務に対する管理職の意識が低いといわざるを得ないと考えており、私たちは管理職員の意識次第では解決できるものも多数あると思っております。要求に掲げてありますとおり、事前命令の徹底及び実効性のある対策を早急に取り組んでいただき、超過勤務の縮減が図られるようお願い致します。

要求書3のメンタルヘルスについては、早期発見、早期治療が最も有効であるといわれていることから、管理職と職員のコミュニケーションが最も重要であると考えております。

管理職は、メンタル者の早期発見のためにも、今まで以上に職員に対し目配り、気配りをしていただくことをお願いいたします。

また、悩みを抱える職員のために、身近に気楽に相談できる体制を整えていただき、メンタル問題に対し真剣に取り組んでいただくようお願いするとともに、復職後のケア対策についても強化いただき、職員が安心して働ける職場環境づくりをお願い致します。

以上、要求項目の説明とさせていただきます。ご回答よろしくようお願い致します。

○松元総務部長：

総務部長の松元でございます。よろしくお願い致します。

ただいま提出のありました09全農林中四国岡山要求6号について、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の趣旨を遵守しながら交渉を行いたいと考えております。

それでは、要求書のうち、交渉対象事項以外の事項については、ご要望として賜ることとし、交渉対象事項となった事項について回答させていただきたいと思っております。

超過勤務の縮減を図ることについては、従来から中国四国農政局の重要課題の一つとして取り組んでいるところでございます。

具体的には、「中国四国農政局における労働時間短縮対策について」及び「中国四国農政局における労働時間短縮対策の強化について」により重点的な対策を講じ、定時退庁日の水曜日、金曜日には庁内放送による啓発、管理職による巡回指導を行うなど、退庁しやすい環境づくりに努めています。また、局議で、各課、各事務所等の超過勤務の状況を報告させることで、超過勤務縮減について指導を行っているところです。

さらに、各管理職は、人事評価の業績評価の目標として、超過勤務縮減の具体的な目標を設定しており、その目標に向かい、業務の効率化を図る等、結果を出すべくこれまで以上に努力しているところです。

なお、今年4月から6月期の超過勤務時間は、昨年同期と比較すると2時間減少し、順調にスタートしましたが、本年4月からの戸別所得補償制度モデル対策や10月から施行される米トレーサビリティ制度等の対応のため、業務が増大するこ

とも予想されますので、業務分担の見直しや事務処理の簡素化、応援体制等を検討しながら特定の者に業務が集中したり、超過勤務が極端に増えることがないように対応していく考えです。

超過勤務の縮減については、各管理者は職員の健康管理に十分配慮し、不要不急の超過勤務を防止するよう努めることは勿論のことですが、職員の意識改革も重要と考えていますので、職員の皆さんのご協力を得ながら、引き続き超過勤務縮減に向けて指導を徹底してまいりたいと思います。

次に、メンタルヘルスの相談体制についてでございます。

メンタルヘルス対策については、職員の精神面における健康管理の充実を図るため、「メンタルヘルス相談室」を設け、専門医による相談・診療を実施しているところです。その他、昨年7月には精神科医師による講演会を開催し、管理監督者や職員の意識啓発を行っています。本年も9月頃に開催を予定しています。

また、本年4月からは、いつでも、誰でも、申し出により、農水省で契約している全国の心理カウンセラーに「心の健康に関する相談」が出来るようになりました。相談できる時期は、従来の復職時に加え、心の不調を感じた時（休職前）、復職に向け療養している時（休職中）、復職した後のフォローが必要な時（復職後）に相談できるようになり、相談できる者は、従来の職員本人に加え、職場の上司、人事担当者、健康管理担当者が部下への対応等について相談できるよう、その対象範囲が拡大されています。

その他、農林水産省共済組合では、24時間電話で健康に関する相談ができる「健康電話相談」や、全国約150ヶ所以上の面接相談窓口において、原則無料で相談を受けることができる「メンタルヘルス・カウンセリング」などを行っています。

これらのことは、中四掲示板に厚生課からのお知らせとしてご案内しておりますので、参照していただければと思います。

今後も、復職支援施策対策の充実、強化を図るとともに、職員への目配り、コミュニケーションを図ることによって、職員の体調や心の悩みを把握し、心の健康問題の予防ができるものと考えますので、あらゆる場を活用して管理職を指導してまいりたいと思っています。

以上、私からの回答とさせていただきます。

#### ○山形書記長：

ご回答ありがとうございました。総務部長から超過勤務縮減対策及びメンタルヘルスの問題につきまして、これからも積極的に取り組んでいただけることをご説明いただきましたことに感謝致します。

今後も、私たちの要求事項の解決に向け、ご努力いただきますよう改めて強くお願い致します。

一つメンタルに関係してお願いがあります。

農政局の職場においても、心に病を持ち、休みを取らなければならない職員が増加している現状があります。職員が休んでいる間、職場に残る職員の業務量が増え、体調を崩しやすくなっていると感じております。

残された職員への対策も早急に必要ですので、管理職においては、その点についても目配り、気配りをお願い致します。

私からは最後になりますが、労使お互いに歩み寄って職場環境を整えていくことが大切であると思っております。

私たちと致しましても、国民視点に立ち、いかに行政サービスを向上していくか、サービスの質を落とさず、どのように業務を遂行していくかが重要な課題であると認識しておりますので、当局におかれましても、今後ともご理解とご協力をお願い致します。

○松元総務部長：

メンタルヘルスについてお話がありましたが、病気休暇等で職員が長期に休む場合は、その業務が特定の職員に集中しないよう、業務配分及び人員配置の調整に努めてまいります。

また、管理者や庶務主任は職員の体調や心の悩みを日頃から把握するよう目配りし、職員とのコミュニケーションを図ってまいりたいと思っております。

今後も引き続きメンタルヘルス対策については、積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○渡辺副委員長：

それでは、総務部長の方から、今後ともご努力いただけることを確認させていただきまされたので、要求6号の回答としてお受けしたいと思っております。

いずれにしても超過勤務につきましても、私たちとしても意識改革というものを一層図っていくと考えております。

特に、超過勤務の縮減、メンタルヘルスの問題については、それぞれの現場管理職のところで対応いただくというところが大きいかと思っております。10月以降の新規業務への対応も含めまして、今後とも改善に向けた取り組みをよろしくお願い致します。

(終了)

09全農林中四国岡山要求第6号  
2010年7月15日

中国四国農政局長  
勝山 達郎 殿

全農林労働組合中国四国地方本部  
岡山分会委員長代理  
副委員長 渡辺 頼夫



### 要 求 書

私たちは、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。  
これらの要求事項は、私たちの切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれましては、要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

### 記

- 1 組織再編に伴う庁舎等の整備や業務の運営について、早急に明らかにするとともに円滑な業務遂行及び勤務条件の整備に万全を期すよう農政局内の業務体制を早急に示すとともに、検討状況を職員に随時説明すること。
- 2 農政局で慢性的となっている超過勤務については、事前命令の徹底や実効性のある超過勤務縮減対策に積極的に取り組み超過勤務の縮減を図ること。
- 3 農政局ではメンタルヘルスに問題を抱える職員が増加している。必要な心の健康診断やカウンセリング等、身近に相談ができる体制を整え復職支援施策についても強化を図ること。

以上